



http:// www.  
okamoto-pat.jp/

# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2020 JUNE / 230号

## ★ 令和2年著作権改正法案（1）★

違法コンテンツのダウンロード違法化がいよいよ立法化されそうです。この法案は平成31年改正案にもあったものですが、当時「ダウンロード違法化の範囲が広すぎる」という批判を受けて取り下げられたという経緯があります。今回はこの批判に考慮し、修正が加えられています。改正案通りに立法されれば、令和3年1月1日から施行される予定です。

下記改正項目の下線部分が改正点および修正点です。

- (1) 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制（私的使用であっても違法となる）について、対象が現在の「音楽・映像」だけから「著作物全般」（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）に拡大されます。

違法にアップロードされたことが確実であると知りながら行うダウンロードのみが違法となりません。アップロードが適法か違法か分からない場合や、アップロードが適法だと誤解した場合などは、ダウンロードは違法となりません。

- (2) 規制対象となるのは、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、
- ①「軽微なもの」、
  - ②二次創作・パロディ、
  - ③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」  
のダウンロードは規制対象外とされています。

国民の情報収集等を過度に萎縮させないようにするためです。「知りながら」という主観的な意図は分からないことが普通ですが、正当な権利者から警告された後も侵害コンテンツのダウンロードを継続しているような場合には適用があります。また、現実には適用されなくても、この規定があるだけで心理的な抑止効果はあるのではないかとされています。

「軽微なもの」とは、数十頁で構成される漫画の1コマ～数コマ、長文で構成される論文や新聞記事の数行など、その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合や、画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合などをいいます。

「特別な事情がある」かどうかは、(i) 著作物としての保護の必要性の程度と、(ii) ダウンロードの目的・必要性などの態様の相関関係によって判断されます。この要件はユーザー側が立証する必要があり、その立証ができない場合には、ダウンロードは違法となります。

- (3) 刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、(i) 正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、(ii) 反復・継続してダウンロードを行うことを要件とします。法定刑は、2年以下の懲役・200万円以下の罰金（併科も可）であり、全て「親告罪」（権利者の告訴が必要）です。

捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるものであり、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。音楽・映像について違法ダウンロードについて刑事罰化が行われてから7年以上が経過していますが、刑事罰が適用されたケースはまだないそうです。

なお、今回の改正によって違法とされるのは、あくまで、侵害コンテンツを意図的・積極的にダウンロードすることであり、侵害コンテンツであっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません。